

茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

改正 令和4年4月1日

1 目的

東日本大震災を起因とした福島第一原発事故を契機に再生可能エネルギーが見直され、茅野市においても再生可能エネルギーの導入が急激に拡大している。

一方で、導入に伴う周辺環境への悪影響を懸念する声も寄せられ、再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）の設置に起因した災害の防止、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護、また地域との調整が課題となっている。

本ガイドラインは、茅野市内において設備の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者に対して、市、関係区及び近隣住民に対して事業概要を明らかにするための手続や設備の設置等にあたり配慮すべき事項を定めることにより、事業者による適正な設備の導入及び管理を促し、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

2 対象設備

次に掲げる設備を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした設備及び茅野市生活環境保全条例（昭和48年茅野市条例第20号）第36条の6により届け出る太陽光発電設備については対象外とする。

- ア 太陽光発電設備（10kw以上）
- イ 小水力発電設備
- ウ 風力発電設備
- エ その他発電施設

3 対象となる地域

茅野市内全域を対象とする。ただし、本市域に属さない場合であっても、市に影響を及ぼす恐れが有る場合は、本ガイドラインに添った調整事項を行うよう事業者を求めるものとする。

4 野立て型太陽光発電設備の設置を抑制する区域

災害の防止、生活環境及び自然環境並びに周辺景観の保全等を図るため、野立て型太陽光発電設備の設置を抑制する区域を以下に指定する。

- ① 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- ② 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- ③ 砂防指定地（砂防法）
- ④ 国定公園（自然公園法）
- ⑤ 地域森林計画対象の民有林及び国有林（森林法）
- ⑥ 農用地区域及び第一種農地（農地法） ※営農型は除く
- ⑦ 史跡、名勝及び天然記念物等（文化財保護法、長野県文化財保護条例、茅野市文化財保護条例）

- ⑧ 景観づくり住民協定として認定した区域（茅野市景観づくり条例）
- ⑨ ハヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域（エコーラインの両側 300m 以内）（長野県屋外広告物条例）
- ⑩ 次に掲げる幹線道路の区間のうち、当該道路の両側各 300 メートル以内の区域
 - ・市道 1 級 24 号線（路線名：農場線）
 - ・市道 1 級 26 号線（路線名：南大塩線（甲 1 号））のエコーラインと交差する地点から東側
 - ・市道 1 級 36 号線（路線名：鉢巻線）のうち、原村との境界から市道 3 ブロック 3187 号線（市道 1 級 26 号線の先線）に接続するまでの区間
 - ・県道 188 号線（路線名：上槻木矢ヶ崎線）のエコーラインと立体交差する地点から東側
 - ・県道 191 号線（路線名：渋ノ湯堀線）のエコーラインと交差する地点から東側
 - ・県道 192 号線（路線名：茅野停車場八子ヶ峰公園線）のエコーラインと交差する地点から東側（立科町との境界まで）
 - ・国道 152 号のエコーラインと交差する地点から北側（長和町との境界まで）
 - ・国道 299 号のエコーラインと交差する地点から東側（佐久穂町との境界まで）

5 市との協議、届出等

（１）看板の設置

- ① 事業者は、事前協議を行う 30 日以上前から設置の完了の届出を提出する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、当該設備の内容を記載した看板（様式 1）を設置するものとする。
- ② 事業者は、届出の内容を変更する場合は、設置した看板に変更する内容を掲示するものとする。
- ③ 事業者は、看板を設置したとき、又は看板の掲示内容を変更したときは、当該看板を設置および変更した日から 7 日以内に市に届け出るものとする。（様式 2）

（２）事前協議

事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。）第 9 条第 1 項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者との発電事業に係る契約手続き（以下「認定申請又は契約手続き」という。）をしようとするときは、あらかじめ、市へ事前協議書（様式 3）を提出し、事前協議を行うものとする。

（３）近隣住民等への事業説明会

- ① 事業者は、認定申請又は契約手続きをする前に、関係区及び近隣住民に対して説明会等を開催し、事業の計画や設置工事に係る施工方法等の

事業内容を周知し、理解を得るように努めるとともに、事業に対する意見の把握に努めるものとする。

- ② 事業者は、説明会等において出された質疑・意見には適切に対応するものとする。

(4) 事業計画書の届出

事業者は、近隣住民等への説明会終了後、設置工事に着手する 30 日前までに、事業計画届出書（様式 5）に説明会の議事録（様式 4）を添付し、市に提出すること。

(5) 変更の届出

事業者は、事業内容に変更が生じた場合は、速やかに事業計画変更届（様式 6）を市に提出すること。

(6) 完了の届出

事業者は、設置工事が完了した日から 15 日以内に、完了届（様式 7）を市に提出すること。

(7) 設備の廃止等

事業者は、事業を終了し設備を廃止等する場合に、廃止届（様式 8）を市に提出すること。

6 設備の設置等に当たり配慮すべき事項

(1) 災害防止への配慮

- ① 太陽光発電設備が設置される地盤の勾配は、30 度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定性が確認できる場合は、この限りでない。
- ② 事業区域内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。
- ③ 事業区域内の土地の形状変更を行う場合は、当該形状変更が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度のものであること。
- ④ 雨水等を有効に排水するために、排水路、調整池等の排水施設を設ける等の対策がとられていること。
- ⑤ 工事中は、適切な場所に仮排水路及び仮沈砂池を設置する等の土砂等の流失を防止する対策がとられていること。
- ⑥ 第三者が容易に立ち入ることがないように周囲に柵又は塀を設置すること。
- ⑦ 第三者が設備に接触し感電するなどの被害を受けることがないように、設備と柵又は塀との距離を 1 メートル以上空けること。
- ⑧ 設備の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう、設備

の名称、設置場所の住所、設備の発電出力、再生可能エネルギー発電事業者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を事業地内の見やすい場所に設置すること。

- ⑨ 設備の設置については、電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合していること。
- ⑩ 出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備にあつては、災害その他の非常の場合に、太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること。

(2) 生活環境、自然環境への配慮

- ① 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採とすること。
- ② 太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度とし、低反射なものを使用するとともに、位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。
- ③ 設備の稼働音等が近隣住民及び周辺環境に影響を与えないよう、その配置及び構造について適切な措置が行われていること。

(3) 周辺景観への配慮

- ① 尾根線上、稜線、丘陵地や高台への設置は避けること。
- ② 隣地との境界部分については、必要に応じ、植栽により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。

(4) 事業運営の際の配慮

- ① 再生可能エネルギー特措法に基づき、設備の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。
- ② 除草の際には周辺土地への影響を考慮し、除草剤等の薬剤を使用しないこととし、やむを得ず薬剤を使用する場合は、事前に周辺土地所有者等への周知を図るとともに、薬剤が周囲に飛散しないような措置が講じられること。
- ③ 設備の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。
- ④ 設備の運転開始後の事故などによる損壊時の事業継続又は第三者への損害に備え、損害保険等へ加入するよう努めること。
- ⑤ 出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備にあつては、太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所(電気事業法施行規則(平成 7 年通商産業省令第 77 号)第 3 条第 2 項に規定する一の需要場所をいう。)において、発電電力量の少なくとも 30 パーセント以上の自家消費を行うこと。

(5) 事業廃止の際の配慮

- ① 再生可能エネルギー発電事業を終了した場合は、設備の撤去までの期間において、適切な維持管理を行うこと。
- ② 設備の撤去及び処分に当たっては、関係法令等を遵守し、再生可能エネルギー発電事業終了後、速やかに行うこと。
- ③ 設備の撤去後の再生可能エネルギー発電事業区域については、整地、緑化又は防災上必要な措置を行うこと。

このほか設備の設置に当たっては、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」に従って適切に事業を行うこと。

また、事業者は、設備の設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。

上記 5、6 に規定する事項で、別表 1 に具体的対応策等がある場合は、その内容に従うこと。

7 市の施策への協力

事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

事業者は、設置した設備の発電量等の数値について、市が求める場合には報告するよう努めるものとする。

8 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

9 適用

本ガイドラインは、平成 26 年 9 月 5 日から適用する。

(改正)

本ガイドラインは、平成 27 年 1 月 15 日から適用する。

(改正)

本ガイドラインは、平成 29 年 7 月 5 日から適用する。

(改正)

本ガイドラインは、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

(改正)

本ガイドラインは、令和 2 年 4 月 17 日から適用する。

(改正)

本ガイドラインは、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

(改正)

本ガイドラインは、令和４年４月１日から適用する。

(様式1)

発電設備に関する看板			
事業名		(土地利用計画図)	
着工予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
事業区域の所在地			
事業区域面積	m ²		
発電出力	kW		
事業者	住所 氏名又は名称 電話	この看板は、茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインの規定により設置したものです。 年 月 日設置	
設計者	住所 氏名又は名称 電話		
工事施工者	住所 氏名又は名称 電話		

90cm以上

90cm以上

90cm以上

注 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横180センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが90センチメートルの位置を基準として設置すること。

(様式2)

年 月 日

(宛先)茅野市長

事業者

住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話番号

看板(掲示内容変更)届出書

下記のとおり _____ 発電設備に関する看板を設置したので届け出ます。

1	事業名	
2	設計者	住所 氏名 (電話)
3	工事施工者	住所 氏名 (電話)
4	事業区域の所在地	
5	事業の規模	事業区域面積 m ² 発電出力 kW
6	予定工事期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
7	掲示の変更内容	

添付書類

- 1 位置図
(掲示内容変更届の場合であって、看板設置位置が変わらない場合は添付不要)
- 2 看板の設置及び掲示内容の変更を証する写真
(看板の内容1枚 看板の設置状況1枚)

(様式3)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

事業者

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

事前協議書

下記のとおり _____ 発電設備の設置に係る事業計画を策定したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

設 置 予 定 地	
敷 地 面 積 (m ²)	
設 備 規 模 (k W)	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
運 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
住民説明会等実施予定日	年 月 日
関 係 書 類	☐位置図・案内図 ☐抑制区域チェックリスト ☐公図の写し ☐事業概要書 ☐事業概要図 ☐現況写真 ☐会社概要 (登記簿等) ☐その他 ()

(様式4)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

事業者
住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

説 明 会 の 議 事 録

下記のとおり _____ 発電設備の設置事業に係る説明を行ったので報告します。

記

設 備 名 称		
設 置 予 定 地		
実 施 項 目	☐ 説明会 ☐ 個別訪問による説明	
実 施 日 時	年 月 日 時 ～ 時	
実 施 場 所		
説 明 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
関 係 書 類	☐ 説明概要（議事録等） ☐ 説明時に配付又は使用した資料 ☐ 説明会等出席者又は戸別訪問者の名簿 ☐ 事業に対する意見、要望の概要とその対応策についてまとめた資料 ☐ 周辺土地及び建物所有者等一覧表	

説明会の議事録

日 時	年 月 日 () AM・PM : ~ :	
場 所		
議 題		
出 席 者 (敬称略)		
議事内容		
作 成 者	確 認	

(様式5)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

事業者
住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

事業計画届出書

下記のとおり _____ 発電設備の設置を計画したので、関係書類を添えて提出します。

記

設備名称			
設置予定地			
敷地面積	m ²	設備規模	kW
着手予定年月日	年 月 日		
運転開始予定年月日	年 月 日		
工事施工者	名称・代表者		
	住所		
	電話番号		
関係書類	☐位置図・案内図 ☐事業計画書 ☐設備の概要資料 (カタログ等) ☐事業計画認定書の写し ☐その他 () ☐公図の写し ☐事業実施計画図 ☐説明会の議事録		

(様式6)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

事業者

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

事業計画変更届

下記のとおり _____ 発電設備の設置等を変更しますので、お届けします。

記

設備名称	
変更内容	
変更年月日	年 月 日

※変更の場合、変更内容が分かる資料を添付すること。

(様式 7)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

事業者

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

完 了 届

下記のとおり _____ 発電設備の設置が完了しましたので、お届けします。

記

設 備 名 称	
設 置 場 所	
設 備 規 模 (k W)	
設 置 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 完成写真 (全体写真及び道路、緑地等の土地利用状況が確認できる写真) 2 1 の完成写真の撮影方向がわかる図面

(様式 8)

年 月 日

(宛先) 茅野市長

事業者

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

廃 止 届

下記のとおり _____ 発電設備を廃止しましたので、お届けします。

記

設 備 名 称	
設 置 場 所	
設 備 規 模 (k W)	
設 備 廃 止 年 月 日	年 月 日
設 備 撤 去 年 月 日	年 月 日

※設備撤去が完了していない場合は、撤去予定年月日を記入。

◎届出及び調整事項等に関する具体的な対応

調整事項等		具体的な対応
(1) 市に対する届出及び調整事項		
ア	様式1 (看板の設置) について	○設置時期について ・事前協議を行う 30 日以上前から道路に面した公衆の見やすい場所に設置 (縦 90cm 以上、横 180cm 以上)
イ	様式2 (看板届出書) について	○添付資料について ・位置図、看板の設置及び掲示内容の変更を証する写真
ウ	様式3 (事前協議書) について	○関係書類について ・添付書類の事業概要書は雛形あり ・他の添付書類の書式は任意
エ	様式4 (説明会の議事録) について	○作成者欄について ・議事録作成者の署名もしくは押印 ○確認欄 ・説明会出席者の内、作成者以外の者の署名もしくは押印 (事業者以外の出席者とする。) ○周辺土地及び建物所有者等一覧表について ・設備を設置する事業地の境界から 50 メートル以内の土地の地番並びに権利者の氏名または名称がわかるもの ただし、抑制区域のうち①から⑧に野立て型太陽光発電設備の設置を行う場合は、一覧表の範囲を事業地の境界から 100 メートル以内とし、抑制区域⑨及び⑩に野立て型太陽光発電設備の設置を行う場合は、事業地の境界から 300 メートル以内とする。
オ	様式5 (事業計画届出書) について	○関係書類について ・説明会の議事録は様式4 ・添付書類の事業計画書は雛形あり ・他の添付書類の書式は任意
カ	様式6 (事業計画変更届) について	○変更とは ・事業計画書 (様式5) の内容に変更があったとき。 ・事業を第三者に譲渡又は承継等をしたとき。 ・事業を中止したとき。
キ	様式8 (廃止届) について	○廃止とは ・工事完了後に事業を取りやめたとき。 ・国の認定が取り消されたとき。
(2) 関係区及び近隣住民に対する調整		
ア	○関係区及び近隣住民の範囲について ○説明会について	○関係区及び近隣住民の範囲について ・関係区及び自治会 設備の設置場所が関係する区及び自治会とする。 ・近隣住民 設備を設置する事業地の境界から 50 メートル以内の土地及び建物の所有者及び住民 (事業所等を含む。) とする。 ただし、抑制区域のうち①から⑧に野立て型太陽光発電設備の設置を行う場合は、当事業区域の敷地境界線から 100 メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者とする。また、抑制区域⑨及び⑩に野立て型太陽光発電設備の設置を行う場合は、当該事業区域の敷地境界線から 100 メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者並びに当該事業区域の敷地境界線から 300 メートル以内に存する土地及び建物の所有者及び居住者であって、当該土地及び建物から当該事業区域を視認できる者とする。 ○説明会について ・説明会の開催時期

		国へ再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請又は電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との発電事業に係る契約手続きをする前に開催することとする。 ただし、すでに事業計画の認定を受けているもの又は申請中のものについては、速やかに説明会を開催すること。 ・説明会の方法 - 一堂に会して行うことを基本とする。それが難しい特段の理由がある場合は、個別訪問等で説明を行う。 - 関係区への説明は区長等に行ない、区長等の意見を聴くものとし、必要に応じて関係区民への説明を行う。 ・説明における留意事項 「5 設備の設置等に当たり配慮すべき事項」で規定している事項は、その対応策等について必ず説明を行うこと。
(3)	設備の設置等により周辺環境への影響が確認された場合	○周辺環境への影響が確認されたときは、直ちに改善のための対策を行うこと。また、市に対しその状況を報告すること。 ○その他周辺住民等から、苦情等が寄せられたときは速やかに市に対し、その状況を報告すること。

(4) 標識に関する事項

事業計画策定ガイドライン

- ・発電設備の区分「太陽光発電設備」と記載。
- ・発電設備の名称 ・設備ID ・発電設備の設置場所 ・発電設備の出力
- ・認定事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所
- ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））
- （※）法人の場合の代表者氏名については任意。

・連絡先

設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、認定事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。

・運転開始年月日

運転開始前においては、「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日」と記載すること。ただし、2017年度以前に標識を設置した場合は、平成表記でも構わない。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年X月〇日

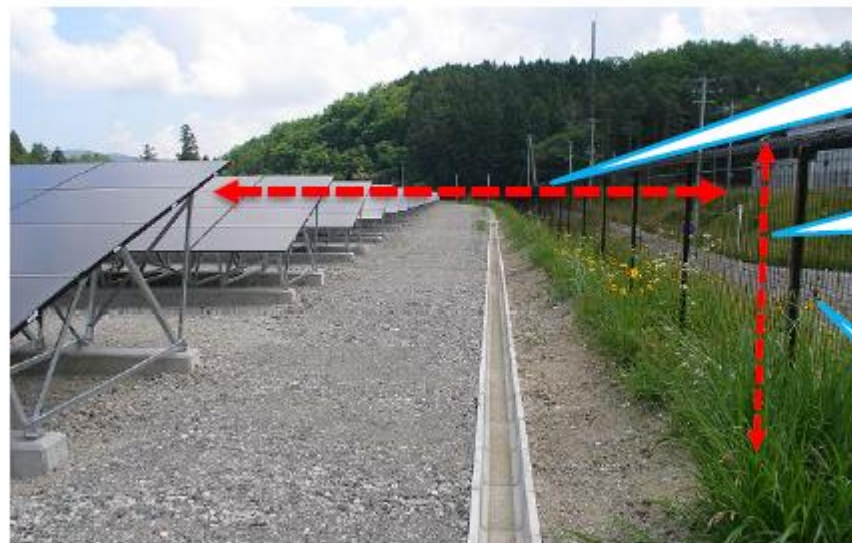
引用：事業計画策定ガイドライン

必要に応じて修正すること

少なくともどちらかを記載すること

(5) 柵塀等に関する事項

<適切な柵塀設置の事例①>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

<適切な柵塀設置の事例②>



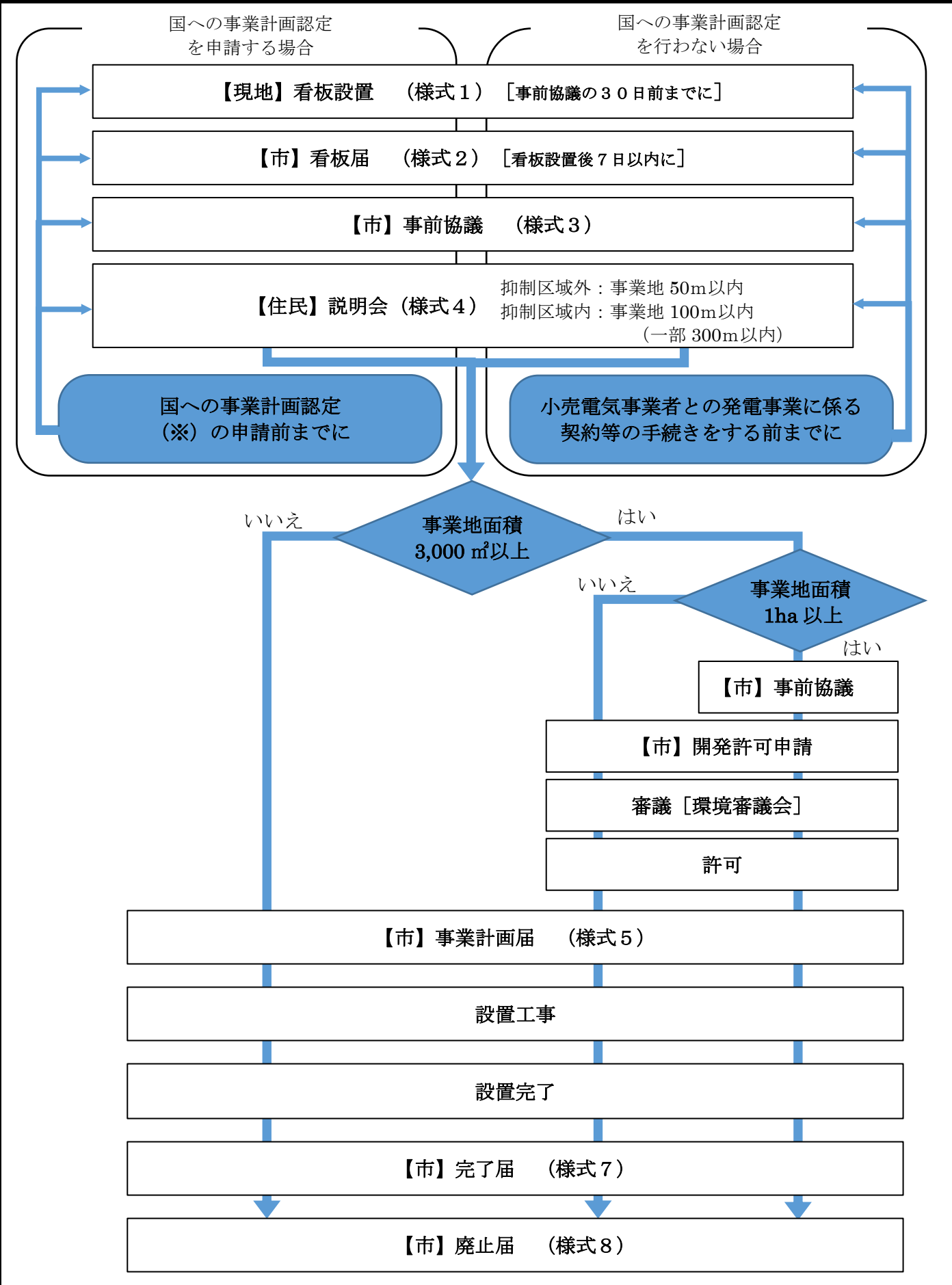
第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

引用：2018年11月8日付資源エネルギー庁「新FIT制度に基づく標識、柵塀の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」

ガイドラインのフロー



※事業計画認定：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。）」第 9 条第 1 項の規定による認定